

令和元年度 環境報告書

独立行政法人自動車技術総合機構



この報告書は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項に定める「環境報告書」として作成したものです。

◎環境報告書の対象範囲

対象期間	独立行政法人自動車技術総合機構 令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)
対象組織	本部（研修センターを含む） 交通安全環境研究所 検査部（9か所） 事務所（84か所）
次回発行予定	2021年9月（予定）



◎目次

■組織概要等

- 03 理事長メッセージ
- 04 業務内容及び組織図

■環境配慮に関する目標・計画及び体制

- 05 社会的な環境配慮に関する目標・計画
- 06 事業活動の実施における環境配慮に関する目標・計画
- 07 環境配慮に関する取組み体制と運営方法

■環境配慮の取組み状況

- 08 社会的な環境配慮の取組み状況
- 09 事業活動の実施における環境配慮の取組み状況

■環境負荷低減等に関する情報

- 11 大気環境の保全
- 13 騒音対策

理事長メッセージ

安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献して参ります

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 柳川 久治

わが国の経済及び国民生活は、モータリゼーションの発達とともに大きく変化してまいりました。

国内における自動車保有車両数は、いわゆる高度経済成長が始まった昭和30年代終わりの時期の約340万台から、令和2年3月には実に8,185万台を超える数となりました。

物流を担うトラックや、皆さんの「足」を支えるバス、タクシー、そして、最も身近な輸送手段として飛躍的に増加した自家用乗用車など、自動車は国民生活、経済活動になくてはならないものとなっています。

一方、こうした普及の裏では、交通事故や交通渋滞、騒音や排気ガスによる環境の悪化など、深刻な社会問題が生じており、国土交通省はじめ関係各省では、自動車がより安全で環境にやさしい乗り物として健全に発達するよう、種々の施策を講じています。

独立行政法人自動車技術総合機構は、平成27年6月に成立した「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」に基づいて、平成28年4月1日に自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所が統合され、国土交通省から自動車の登録に関する確認調査事務の移管を受け、新たに発足しました。

当機構の役割は、「道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を引き続き適格で厳正かつ公正に実施するだけでなく、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて国際標準化業務の支援等を行うこと」です。

シナジー効果の創出については、新技術に対する検査の検討、管理部門の効率化等、新法人においては多くのシナジー効果が見込まれます。

そのシナジー効果が最大限発揮されるよう、理事長及び全理事からなる技術戦略本部を設置し、技術戦略に特化して各部門が保有する情報を自動車機構全体で共有し、自動車機構内の技術に関する企画・立案を一手に担う場としての機能を持たせたところです。引き続き、技術戦略本部を中心に、シナジー効果の創出に向けた取組を進めます。

交通安全環境研究所においては、自動運転システムに代表される最新技術に対応した自動車及び鉄道等の安全・環境基準の策定に資する研究を中心として、引き続き行政に貢献して参ります。自動車認証審査部及びリコール技術検証部においては、最新技術へ対応しつつ、厳正かつ公正な業務を実施します。また、我が国の自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開の支援等を着実に進めます。

当機構を取り巻く環境には多くの課題がありますが、これらの諸課題を確実に達成し、当機構の「安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献する」という社会的使命を果たして参る所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

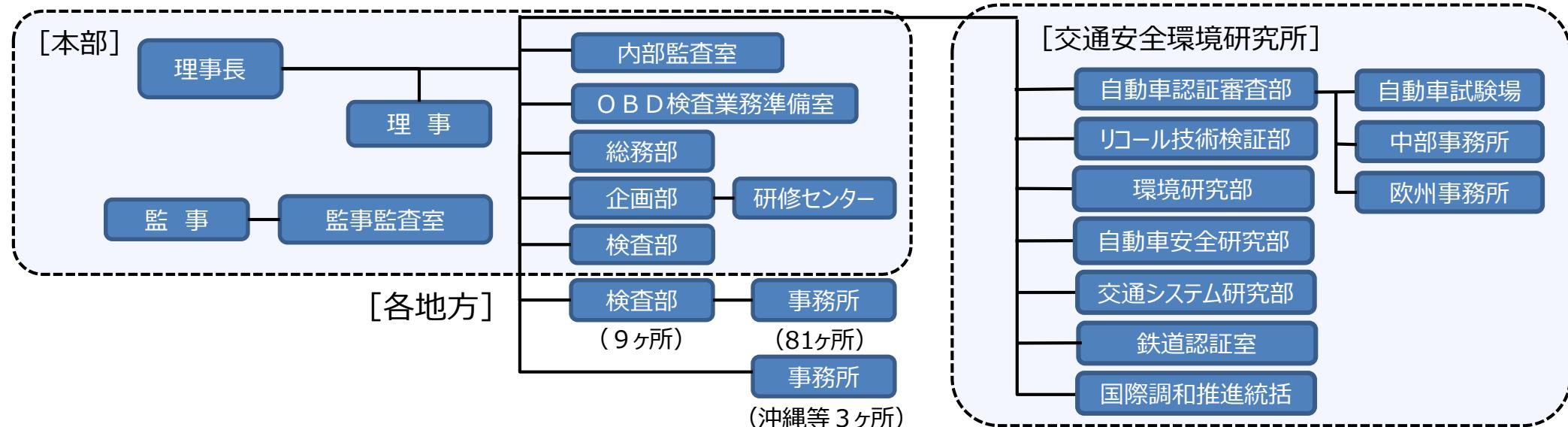
■組織概要等 (令和2年4月1日時点)

➤ 自動車技術総合機構の主な業務内容

- ・道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務
- ・国土交通省が行う自動車等の基準策定及び国際標準化を支援するための研究業務



➤ 組織図



■ 環境配慮に関する目標・計画及び体制（1/3）

1. 社会的な環境配慮に関する目標・計画

自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を図るため、国土交通省等と連携しながら、効果的な対策として次の項目について、計画的に実施するよう努めます。

- ① 安全の確保・環境の保全に貢献した審査業務を確実に実施します。
- ② 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。
- ③ 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力し、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に55万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施します。
- ④ 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショーにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。
- ⑤ 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。
- ⑥ 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。
- ⑦ 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を行っています。また、我が国自動車及び鉄道等の技術の国際基準化及び標準化等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行っています。



■環境配慮に関する目標・計画及び体制（2/3）

2. 事業活動の実施における環境配慮に関する目標・計画

（1）地球温暖化対策

① 概要

自動車の排出ガスの基準適合性審査において基準不適合となる自動車は、原動機の性能の悪化により燃費が悪くなり温室効果ガスの排出量が増加していることが考えられ、当法人は審査により基準に不適合な自動車を排除することにより、温室効果ガス排出量の削減に寄与しています。

また、本年度以降も「当面の地球温暖化対策実施計画」に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ業務を実施しています。

② 環境配慮についての計画（「当面の地球温暖化対策実施計画」の概要）

対象事務及び事業	本部（研修センター含む）、検査部及び総務課参事役等
財やサービスの購入・使用に当たっての配慮	・法人車の効率的利用等 ・エネルギー消費効率の高い機器の導入 ・用紙類の使用量の削減 ・再生紙などの再生品や木材の活用 など
建築物の建築、管理等に当たっての配慮	・温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入 ・冷暖房の適正な温度管理 など
その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮	・エネルギー使用量の抑制 ・ごみの分別 ・廃棄物の減量 など
職員に対する情報提供等	職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
チェックリストによる点検	各事務所等において実施計画推進者を定め、省エネの実践について毎月の実施状況をチェックリストにより点検を行う。

■環境配慮に関する目標・計画及び体制（3/3）

2. 事業活動の実施における環境配慮に関する目標・計画

（2）グリーン購入・調達の推進

① 概要

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき、令和元年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を定め、これに基づいて環境物品等の調達（グリーン調達）を推進します。

② 環境配慮についての目標

特定調達品目の調達目標

調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としている。

3. 環境配慮に関する取組みの体制及び運営方法

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づきエネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任し、「当面の地球温暖化対策実施計画」に基づき実施計画の推進者を選任し環境配慮を推進しています。



■ 環境配慮の取り組み状況（1/3）

1. 社会的な環境配慮の取組み状況

- ① 令和元年度においては、全国93箇所の検査部及び事務所で6,796千件の保安基準適合性審査を実施しました。このうち、ユーザー（受検代行者を含む。）の受検件数は25.4%に当たる1,730千件でした。実施した保安基準適合性審査件数は、街頭検査を含めて合計6,926千件でした。さらに、自動車認証審査の確実で効率的な審査業務を実施し、基準不適合箇所についても、審査の過程で改善させることにより、基準に適合しない又はそのおそれがある自動車が市場に出回ることを防止しました。車両審査件数2,678型式、共通構造部・装置型式審査件数332型式、不合格5件。
- ② 道路運送車両の保安基準に関する細部規定の改正等に応じて審査事務規程を改正しました。
- ③ 国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、街頭検査の検査回数増加に努めており、13.0万台の車両について実施し、目標値を18.2%上回ることができました。また、街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「カスタムカーショーの会場周辺」や「年末年始における暴走行為」、不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等での社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施しました。
- ④ 街頭検査や各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行うとともに、国土交通省が行う指定整備工場の自動車検査員研修等に講師を派遣し、審査事務規程の内容について分かりやすく解説を行いました。
- ⑤ 春秋の全国交通安全運動に参画している他、不正改造車排除運動及び点検整備推進運動に参画しており、街頭検査等を通じ審査業務に関する理解の向上に努めました。
- ⑥ 海外調査等により、諸外国の行政機関等の情報把握を行いました。
- ⑦ 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価、実走行時の有害物質及び騒音の評価、実用燃費の評価等の研究やデータ取得等を行いました。

■環境配慮の取り組み状況（2/3）

2. 事業活動の実施における環境配慮の取組み状況

（1）地球温暖化対策

業務を実施するにあたっては、用紙類の使用量の削減、再生紙などの再生品の活用、冷暖房温度の適正管理、エネルギー使用量の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量等に努めました。

また、職員に対する研修等において地球温暖化対策に関する情報提供を行いました。

①チェックリストによる点検

各地方事務所等及び交通安全環境研究所等において実施計画推進者を定め、省エネの実践について毎月の実施状況をチェックリストにより点検しました。

	チェックリストによる目標達成率 [%]
平成27年度	95.2
平成28年度	95.7
平成29年度	94.7
平成30年度	94.4
令和元年度	94.4

②温室効果ガス排出量 等

令和元年度中に当法人の本部（研修センターを含む）、各地方検査部及び交通安全環境研究所等で使用した電力及びガソリン・軽油・灯油等の各種燃料等についてエネルギー使用量のデータを収集し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて算定しました。

	温室効果ガス排出量[t-CO ₂] / 原単位
平成27年度	5,309 / 0.01688
平成28年度	6,317 / 0.01862
平成29年度	5,797 / 0.01824
平成30年度	7,262 / 0.01798
令和元年度	6,832 / 0.01880

平成24年度以前の温室効果ガス排出量については、より適切に算定するため電気排出係数等の見直しを行い算定しており、平成24年度以前の環境報告書において公表している数値と異なります。

■環境配慮の取り組み状況（3/3）

2. 事業活動の実施における環境配慮の取組み状況

（2）グリーン購入・調達の推進

令和元年度環境物品等の調達実績の概要		
特定調達物品の調達状況	目標達成状況等	調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところであるが、令和元年度に調達を行った品目についてはその目標を達成することができた。
	判断の基準を満足しない物品等	判断の基準を満足しない物品等の調達はなかった。
	判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況	判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達はなかった。
特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況		特定調達物品以外の調達にあっては、エコマークの認定を受けているもの、または、環境に配慮した製品等を調達するように努めた。
他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績		特筆すべき事はなし。
令和元年度調達実績に関する評価		令和元年度の調達については、調達方針に定めた目標を達成しているが、本年度以降の調達においても引き続き、グリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、従来以上により高い水準を満足する物品等の調達に努めることとしたい。

■ 環境負荷低減等に関する情報（1/3）

1. 大気環境の保全

自動車排出ガスの基準値は、環境省中央環境審議会答申に基づき、道路運送車両法の保安基準等に定められています。いわゆる車検時や型式認証時において排出ガスの基準適合性審査を行っております。

環境省の平成30年度大気汚染状況によると、平成30年度二酸化窒素の環境基準達成状況は、一般環境大気測定局で100%、自動車排出ガス測定局で99.7%であり、年平均値の推移については、高い水準で推移が見られています。

平成30年度浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、一般環境大気測定局で99.8%、自動車排出ガス測定局で100%であり、大規模な黄砂の影響により達成率が低かった平成23年度と比較していずれも大幅な改善が見られ、年平均値の推移については、近年ほぼ横合いで推移しています。

○二酸化窒素の環境基準達成率の推移

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般局	有効測定局数	1,366	1,351	1,332	1,308	1,285	1,278	1,275	1,253	1,243	1,243	1,233
	達成局数	1,366	1,351	1,332	1,308	1,285	1,278	1,275	1,253	1,243	1,243	1,233
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自排局	有効測定局数	421	423	416	411	406	405	403	402	395	397	391
	達成局数	402	405	407	409	403	401	401	401	394	396	390
	達成率(%)	95.5	95.7	97.8	99.5	99.3	99.0	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7

○浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般局	有効測定局数	1,422	1,386	1,374	1,340	1,320	1,324	1,322	1,302	1,296	1,303	1,294
	達成局数	1,416	1,370	1,278	927	1,316	1,288	1,318	1,297	1,296	1,301	1,292
	達成率(%)	99.6	98.8	93.0	69.2	99.7	97.3	99.7	99.6	100	99.8	99.8
自排局	有効測定局数	403	406	399	395	394	393	393	393	390	387	384
	達成局数	400	404	371	288	393	372	393	392	390	387	384
	達成率(%)	99.3	99.5	93.0	72.9	99.7	94.7	100	99.7	100	100	100

(出典：いずれも、環境省「平成30年度大気汚染状況について」)

■環境負荷低減等に関する情報（2/3）

1-2. 点検整備の実施によるCO₂削減の効果

国土交通省における「自動車工整備に関する調査検討会」の報告書

(H22.3)によれば、自動車の点検整備におけるCO₂排出量の削減効果は2%程度あります。検査場での審査業務を通じ、自動車ユーザーの点検整備による環境対応に貢献しました。

自動車工整備に関する調査検討会報告書（概要）

1. 調査の目的・内容

本調査検討会は、自動車の点検整備におけるCO₂排出量の削減効果を具体的に把握することを目的とし、「点検整備の実施によるCO₂削減の効果」の検証及び「整備事業場におけるCO₂削減の取り組み」の把握の2つの項目に分けて調査し、検討を行った。

2. 調査結果

○ 点検整備の実施によるCO₂削減の効果

点検整備項目のうち、CO₂削減効果の期待されるエンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換、エア・クリーナ・エレメント交換、タイヤ空気圧調整の3項目を実施することで、2%程度の燃費改善効果が確認され、CO₂削減効果も同様と考えることができる。

○ 整備事業場におけるCO₂削減の取り組み

自動車整備業界において自主的に策定された「地球温暖化防止推進マニュアル^{*}」にあるような取り組みの実態を、具体的に検証することにより、実際に事業場のCO₂排出量が削減され、光熱費の節約にも繋がっている状況が確認された。

* 社団法人日本自動車整備振興会連合会 平成21年5月策定

3. 今後の課題

本調査において一定の成果を得ることができたことから、地球温暖化の防止を図っていくためには、本調査検討会の成果を如何に有効に活用していくかが課題となる。

なお、考えられる活用方策は以下のとおり。

○ 自動車ユーザーへの啓発

・本調査結果等の自動車ユーザーへの周知

・国土交通省と自動車関係団体が行う「自動車点検整備推進運動」における取り組み

○ 自動車整備業場へのCO₂削減対策の普及促進

・「地球温暖化防止推進マニュアル」のさらなる普及啓発

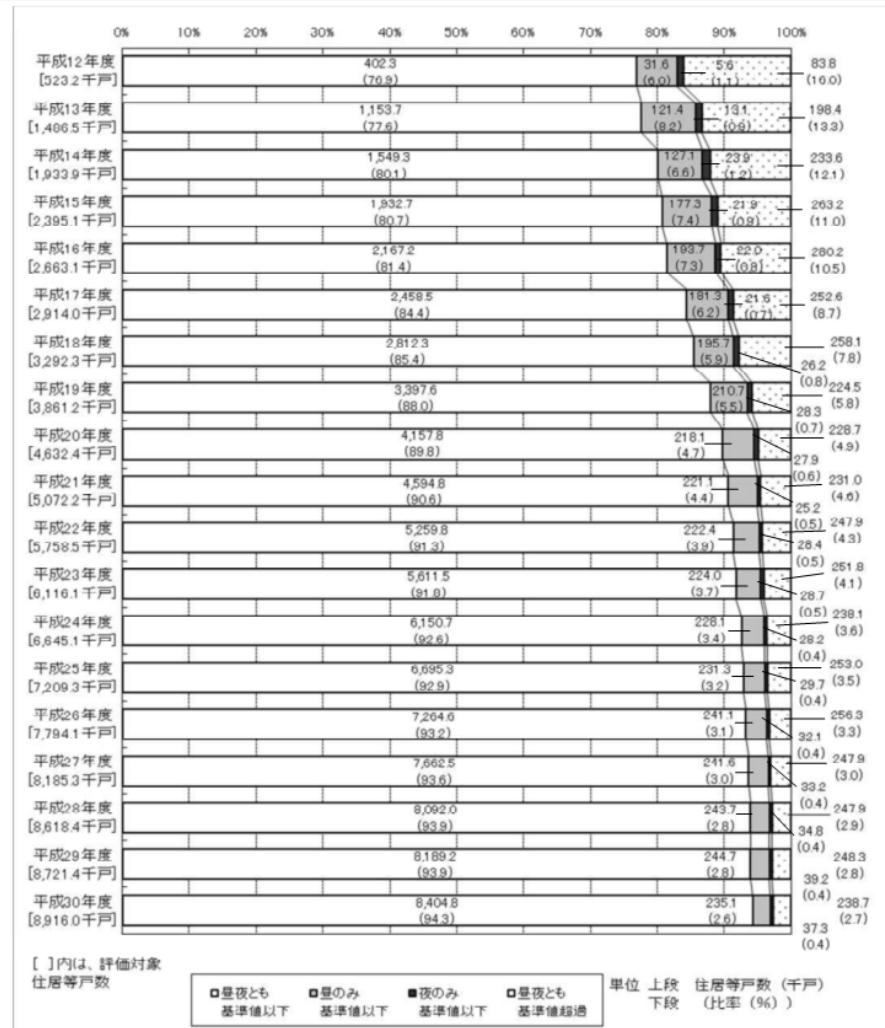
(出典：国土交通省報道発表資料「自動車工整備に関する調査検討会報告書について」)

■ 環境負荷低減等に関する情報（3/3）

2. 騒音対策

自動車騒音の基準値は、環境省中央環境審議会答申に基づき、道路運送車両法の保安基準等に定められています。型式認証時やいわゆる車検時ににおいて自動車騒音の基準適合性審査を行っております。

環境省「平成30年度自動車交通騒音の状況について」によると、環境基準の達成状況は、近年を比較すると緩やかな改善傾向にあります。



(出典：環境省「平成30年度自動車交通騒音の状況について」)



独立行政法人自動車技術総合機構
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塙町4-4 1住友生命四谷ビル4F
TEL : 03-5363-3441 (代)
FAX : 03-5363-3347
HP : <http://www.naltec.go.jp/>
本書についてのお問い合わせや転載・複製に
際しましては、企画部企画課までお願ひいたします。